

参照条文

○自動車重量税法（昭和46年法律第89号）〔抄〕

（課税標準及び税率）

第七条 自動車重量税の課税標準は、検査自動車及び届出軽自動車の数量とし、その税率は、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる金額（臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

一 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が三年と定められているもの（道路運送車両法第六十一条第三項（自動車検査証の有効期間の短縮）の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

イ 乗用自動車（ロ及びハに掲げる自動車を除く。）

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 車両重量が〇・五トン以下のもの | 七千五百円 |
| (2) 車両重量が〇・五トンを超えるもの | 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに七千五百円 |

ロ 軽自動車 七千五百円

ハ 二輪の小型自動車 四千五百円

二 検査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）及び自動車検査証の有効期間が三年と定められているもので同項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮されるもの（自動車検査証の有効期間が二年未満に短縮される自動車を除く。）

イ 乗用自動車（ハ及びニに掲げる自動車を除く。）

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 車両重量が〇・五トン以下のもの | 五千円 |
| (2) 車両重量が〇・五トンを超えるもの | 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに五千円 |

ロ イ、ハ及びニに掲げる自動車以外の自動車

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 車両総重量が一トン以下のもの | 五千円 |
| (2) 車両総重量が一トンを超えるもの | 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千円 |

ハ 軽自動車 五千円

ニ 二輪の小型自動車 三千円

三 検査自動車のうち前二号に掲げる自動車以外のもの

イ 乗用自動車（ハ及びニに掲げる自動車を除く。）

(1) 車両重量が〇・五トン以下のもの 二千五百円

(2) 車両重量が〇・五トンを超える 車両重量〇・五トン又はその端数
もの ごとに二千五百円

ロ イ、ハ及びニに掲げる自動車以外の自動車

(1) 車両総重量が一トン以下のもの 二千五百円

(2) 車両総重量が一トンを超えるもの
車両総重量一トン又はその端数
ごとに二千五百円

ハ 軽自動車 二千五百円

ニ 二輪の小型自動車 千五百円

四 届出軽自動車

イ ロに掲げる軽自動車以外の軽自動車 七千五百円

ロ 二輪の軽自動車 四千元

2 前項における用語については、次に定めるところによる。

一 「乗用自動車」とは、もつぱら人の運送の用に供する自動車で、政令で定めるものをいう。

二 「車両重量」とは、運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。

三 「車両総重量」とは、車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。

3 第一項の車両重量及び車両総重量の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

○自動車重量譲与税法（昭和46年法律第90号）〔抄〕

（自動車重量譲与税）

第一条 自動車重量譲与税は、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の規定による自動車重量税の収入額の千分の三百四十八に相当する額とし、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県に対して譲与するものとする。

附 則

（自動車重量譲与税の譲与額の特例）

2 第一条、第二条第一項、第二条の二第一項及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄

に掲げる字句とする。

第一条	千分の三百四十八	千分の四百二十二
〔略〕	〔略〕	〔略〕

○租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）〔抄〕

（自動車重量税率の特例）

第九十条の十一 平成二十四年五月一日以後に自動車検査証の交付等又は車両番号の指定（自動車重量税法第二条第一項第三号に規定する車両番号の指定をいう。）を受ける検査自動車（免税対象車等（第九十条の十二第一項から第四項までの各号に掲げる検査自動車及びエネルギーの消費に係る環境への負荷の程度が当該検査自動車と同程度であるものとして政令で定める検査自動車をいう。次条第一項、第九十条の十一の三第一項及び第二項並びに第九十条の十二の二第一項及び第二項において同じ。）を除く。）及び届出軽自動車に係る自動車重量税の税額は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者がこれらの事業の用に供する自動車

イ 検査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が三年と定められている二輪の小型自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。） 四千五百円

ロ 検査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）及び自動車検査証の有効期間が三年と定められているもので同項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮されるもの（自動車検査証の有効期間が二年未満に短縮される自動車を除く。）

(1) (2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千二百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに
五千二百円

(2) 軽自動車 五千二百円

(3) 二輪の小型自動車 三千円

ハ 検査自動車のうちイ及びロに掲げる自動車以外のもの

(1) 乗用自動車 ((3)及び(4)に掲げる自動車を除く。)

- (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 二千六百元
 - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千六百元
- (2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車
- (i) 車両総重量が一トン以下のもの 二千六百元
 - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに二千六百元
- (3) 軽自動車 二千六百元
- (4) 二輪の小型自動車 千五百円
- ニ 届出軽自動車
- (1) (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車 七千八百円
 - (2) 二輪の軽自動車 四千百円
- 二 前号に掲げる自動車以外の自動車
- イ 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が三年と定められているもの（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）
- (1) 乗用自動車 ((2)及び(3)に掲げる自動車を除く。)
 - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万二千三百円
 - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万二千三百円
 - (2) 軽自動車 九千九百円
 - (3) 二輪の小型自動車 五千七百円
- ロ 検査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）及び自動車検査証の有効期間が三年と定められているもので同項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮されるもの（自動車検査証の有効期間が二年未満に短縮される自動車を除く。）
- (1) 乗用自動車 ((4)及び(5)に掲げる自動車を除く。)
 - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 八千二百円
 - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに八千二百円
 - (2) (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車
 - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 八千二百円
 - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに八千二百円
 - (3) 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車 ((4)及び(5)に掲げる自動車を除く。)

- (i) 車両総重量が一トン以下のもの 六千六百元
 - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに
六千六百元
 - (4) 軽自動車 六千六百元
 - (5) 二輪の小型自動車 三千八百元
 - ハ 検査自動車のうちイ及びロに掲げる自動車以外のもの
 - (1) 乗用自動車 ((4)及び(5)に掲げる自動車を除く。)
 - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 四千四百円
 - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに
四千四百円
 - (2) (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車
 - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 四千四百円
 - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに
四千四百円
 - (3) 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車 ((4)及び(5)に掲げる自動車を除く。)
 - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 三千三百円
 - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに
三千三百円
 - (4) 軽自動車 三千三百円
 - (5) 二輪の小型自動車 千九百元
 - ニ 届出軽自動車
 - (1) (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車 九千九百元
 - (2) 二輪の軽自動車 四千九百元
- 2 前項の車両重量及び車両総重量の計算に関し必要な事項は、自動車重量税法第七条第三項に定めるところによる。

○公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）〔抄〕

附 則

（交付金）

第九条 政府は、当分の間、機構に対し、各年度ごとに、第一種地域に係る指定疾病に関する第四十七条第一号に掲げる費用及び第一種地域に係る指定疾病による被害に関して行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるための機構の納付金のうち大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分として当該年度において必要であると見込まれる金額に相当する当該年度の自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を交付する。

2 第四十九条第一項及び第三項の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「のほか、別に法律で定めるところにより徴収される金員」とあるのは「及び自動車重量税の年度ごとの収入見込額の一部に相当する金額の政府の交付金」と、同条第三項中「別に法律で定めるところにより徴収される金員」とあるのは「政府の交付金」とする。